

私立大学等の設置認可に係る審査意見

令和3年度開設予定の大学の認可申請のうち、今回、大学設置・学校法人審議会より判定を「可」とする答申がなされた案件に係る審査の過程において大学に伝達した意見(※)は以下のとおりです。

※ 大学等の設置(令和元年10月申請、1.)…全体計画審査、第一次・第二次専門審査における意見
学部等の設置(令和2年3月申請、2. 3.)…第一次専門審査における意見

1.【 専門職大学を設置するもの:1校 】

1	私立	和歌山リハビリテーション専門職大学	……	1
---	----	-------------------	----	---

2.【 学部を設置するもの:1校 】

2	私立	開志専門職大学	アニメ・マンガ学部	……	8
---	----	---------	-----------	----	---

3.【 学部の学科を設置するもの:1校 】

3	私立	日本医療大学	保健医療学部 臨床検査学科	……	12
---	----	--------	---------------	----	----

令和3年度開設予定大学等 審査意見(全体計画)

区分	私立	警告
大学名	和歌山リハビリテーション専門職大学	
学部等名	健康科学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻	

審査意見		
1	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p> <p><大学設置の趣旨が不明瞭> 建学の理念と目的に「持続的に可能にする社会を創生する。そのために必要とされるプロフェッショナル人材を育成する。」と記載があるが、「持続的に可能にする社会を創生する」に当たって、リハビリテーションがどのように関わるのか、より詳細に説明すること。また、和歌山の地方創成にどのように関わるのか明らかにすること。</p>	是正事項
2	<p><ディプロマ・ポリシー(DP)の設定について> 学部としてDPが設定されているが、理学療法学専攻、作業療法学専攻はそれぞれ養成する人材像も授与する学位も異なるにもかかわらず、専攻ごとでなく学部で1つのDPとしていることについて、妥当性を説明するか、専攻ごとに設定すること。なお、設定した場合DPを踏まえた教育課程となるよう留意すること。</p>	是正事項
3	<p><ディプロマ・ポリシー(DP)と教育課程の関係が不明確> DPに記載された「リハビリテーション専門職分野の最新かつ先端部分の情報を積極的に収集する」能力やカリキュラム・ポリシー(CP)のCP2に掲げられた「身体障害やスポーツ障害の予防・回復に関する理学療法」など対応する科目が不明なものがあるため、DP、CP、教育課程の整合を図示するなどして説明すること。</p>	是正事項
4	<p><学生確保の見通し等> 学生確保の見通し等について、添付資料が令和2年度開設を想定した資料となっているため、令和3年度開設を踏まえた、県内及び近隣大学等の志願者、受験者、入学者の動向、受験生へのアンケート調査結果、求人情報等を更新し、客観的根拠に基づいて、定員充足の見込み、人材需要の観点を再分析すること。その際には、近隣に設置されている類似の大学の状況を踏まえること。</p>	是正事項

審査意見

審査意見		
5	<p>【教育課程等】</p> <p><指定規則の改正対応> 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等の改正を踏まえた、総単位数の見直し、臨床実習の在り方、専任教員の見直し等、各種対応がなされているか不明確なため、これらの改正の対応状況を明らかにする資料を添付し、説明すること。</p>	是正事項
6	<p><科目区分の名称等が不整合> 基礎科目に「人間発達学」の科目区分があるが、配置されている科目は「人間発達学」には該当しないので、科目区分の名称を改めること。また、職業専門科目区分の「人体の構造と機能及び心身の発達」の区分は心身の発達を系統立てて理解できるよう科目の配置を改めること。</p>	是正事項
7	<p><専攻ごとの展開科目の考え方> 理学療法学専攻、作業療法学専攻における展開科目を通じて育成する人物像は同一の説明がされているが、展開科目の狙いや特色を明らかにしつつ、どのように展開科目を履修させようとしているのか明らかにすること。</p>	是正事項
8	<p><「客観的臨床試験(OSCE)」の改善> 客観的臨床試験(OSCE)について、以下の点を是正すること。</p> <p>(1)作業療法評価学実習は2年前期にOSCEを学ぶ科目として配置されている一方、3年前期に配置された診療参加型臨床実習Ⅲでも実習前にOSCEを行うと説明されているため、本学におけるOSCEの扱い、考え方を明らかにすること。</p> <p>(2)理学療法学専攻では、(1)記載の作業療法評価学実習に相当するような科目が配置されていないため、理学療法学専攻と作業療法学専攻でOSCEをどのような考え方で科目を配置したのか明らかにすること。</p> <p>(3)「実習前OSCE」の検査測定の実験患者役は「受験者の後輩(2年生)」とされ、「終了後OSCE」の実験患者役については明示がないが、当該試験においては、患者役が重要な役割を担うため、「患者設定」の役割を適切に担える者を配置すること。</p>	是正事項
9	<p><科目名称と科目内容が不整合> 診療参加型臨床実習Ⅰ～Ⅴのシラバスを確認すると、見学実習が主たる内容であり、特に、診療参加型臨床実習Ⅰは開講時期が1年前期であり、大学で十分な教育を受けていない者がどのように診療に参加するののかも不明である。科目名称と科目内容が不整合となっているため適切に改めること。</p>	是正事項

審査意見

10	<p><単位の実質化> 卒業要件単位数を143単位以上と設定しているが、単位当たりの学習時間を確保し、学生が十分な教育効果をあげることができるよう、1年間に履修できる単位の上限数を定めたり、養成する人材像に照らし、学生負担を考慮しながら教育課程を適切に見直すこと。</p>	是正事項
11	<p><編入学制度> 学則では、編入学は3年次のみとし、条件に該当する者は入学を認め、欠員が生じた場合のみ編入学を実施すると記載があるが、どのような者を想定しているのか明らかにすること。また、3年次に編入が認められた者は、下の学年の科目を学ぶことが想定される。3年次編入学生が、専門職大学の教育を適切に履修できる教育体系が明らかにし、併せてその履修モデルを示すこと。また、必要に応じて編入学制度を見直すこと。</p>	是正事項
12	<p><履修モデルの作成> 養成する人材像に即した、入学から卒業までの履修モデルを図示した資料を添付すること。</p>	是正事項
【教員組織等】		
13	<p><ディプロマ・ポリシーと整合した教員組織が不明> ディプロマ・ポリシーに記載された「リハビリテーション専門職分野の最新かつ先端部分の情報を積極的に収集する」能力を教授するためには、各教員についても当該専攻分野の「最新かつ先端部分」の教育研究に取り組むことが求められるが、それを担保できる教員組織体制となっているか不明確なため、明らかにすること。</p>	是正事項
【名称、その他】		
14	<p><入試に関する説明が不整合> 入試に関する記載について、以下の点を是正すること。</p> <p>(1)各入試区分で受け入れる学生割合について合算すると、100%を超過するため、適切に改めること。</p> <p>(2)入学者選抜のⅢ(2)の推薦入試の説明では、推薦書、調査書、小論文および面接を課して総合的に決定するとされている一方でⅤの合否判定の説明では推薦について「原則として指定高等学校との信頼関係の上に立ち合格とする」と記載があり不整合である。修正するとともに、アドミッション・ポリシーにもとづいて選抜が行われていることを説明すること。</p> <p>(3)外国籍の入学希望者の取扱いについて別途規定を定めると記載があるため、具体的な選抜方法、日本語能力や経費支弁能力の確認など、留学生の入学に関する選抜方法等について明確に説明すること。</p>	是正事項

審査意見

15	<p><図書館の充実> 図書館に、ディプロマ・ポリシーに掲げる「最新かつ先端部分の情報を積極的に収集し、創造的かつ応用的に取り組み、リハビリテーション学を発展させる」ための環境があるか、電子ジャーナル及び収集図書の一覧を提出して説明すること。また、最先端の情報を収集する仕組みについて明らかにすること。</p>	是正事項
16	<p><申請書類内の整合性について> 申請書内で、教育課程等の概要に記載のない科目の説明がされていたり、用意したと説明のある資料が添付されていないなど、書類上の誤植や不備が多数みられるため、申請書類の記載を整合させること。</p>	是正事項
17	<p><指定規則における主たる実習施設について> 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等が改正され、一定の要件を満たす、主たる実習施設を置くことが望ましいとされているため、検討状況を説明すること。</p>	改善事項
18	<p><学内の各種委員会の整備> 学内に大学運営に必要な委員会が設置される計画だが、大学として教員間や学生間におけるハラスメント等の問題を扱う窓口や委員会について整備することが望ましい。</p>	改善事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立
大学名	和歌山リハビリテーション専門職大学
学部等名	健康科学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻

審査意見		
1	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p> <p>【全体計画審査意見1の回答について】 <本学の設置と地方創生の関わりが不明確> 本学が和歌山の地方創生にどのように関わるのかについて、「国、県、市の「地方創生」のか(ママ)施策項目の中で、リハビリテーションが関われる項目を列挙する」として、11項目が挙げられているが、本学が設置され、リハビリテーション分野の人材が養成されることが、施策の実現にどのように関わるのか判然としないため、列挙した11項目について、本学が設置されることや、本学がリハビリテーション分野の人材を養成することが、どのように関わり、施策の実現につながるのかについて、項目ごとに簡潔に説明すること。 なお、審査意見1への回答において、文章が途切れる等、適切に記述されていない箇所があったことから、書類上の誤植や不備のないようにすること。</p>	是正事項
2	<p>【全体計画審査意見2の回答について】 <ディプロマ・ポリシーが不適切> ディプロマ・ポリシーが専攻ごとに分けられたが、養成する人材像、学位及び教育課程の差異が反映されていないように見受けられる。例えば、養成する人材像の違いや、各専攻におけるカリキュラムの特性などを適切に反映したディプロマ・ポリシーに改めること。</p>	是正事項
3	<p>【教育課程等】</p> <p>【全体計画審査意見5の回答について】 <専任教員の見直しの説明がされていない> 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則等の改正を踏まえた対応状況について、専任教員の見直しがどのように対応されているのか、説明が見当たらないため、改めて説明すること。</p>	是正事項
4	<p>【全体計画審査意見7の回答について】 <展開科目とディプロマ・ポリシーの対応関係が不明確> 展開科目について、「リハビリテーション分野だけに留まらず、(中略)保健医療福祉の発展と向上に寄与できる人材を培う」ことを狙いとして、科目を設定したとの説明があったが、別途指摘しているようにディプロマ・ポリシーとの対応関係が不明確であり、また、配置されている授業科目のうち、「コミュニケーション論」と「健康支援学」について、この狙いに到達することが可能な内容となっているか不明確であるため、ディプロマ・ポリシーとの対応関係を明確にするとともに、展開科目の狙いと各科目内容の整合性について説明すること。</p>	是正事項

審査意見

5	<p>【全体計画審査意見9の回答について】 <臨床実習が体系的な履修とされているか不明確> 臨床実習について、例えば、理学療法学専攻では「診療参加型臨床実習Ⅰ」は「理学療法見学実習」に、「診療参加型臨床実習Ⅱ」は「理学療法体験実習」に、それぞれ名称が変更され、前者は、「臨床実習指導者の指導の下で『見学』レベルにおいて、理学療法過程を見学する」とし、後者は「臨床実習指導者の指導の下で、『見学』と対象者との会話等においての『体験』を行う」とされているが、双方の違いが不明確である。このため、両専攻において、臨床実習全体で修得させようとする資質・能力について、理学療法士と作業療法士の特性を踏まえつつ、上述の各専攻の「見学実習」と「体験実習」の違いを明確にした上で、臨床実習全体として学修の積み上げによる体系的な履修となっていることを明確にすること。</p>	是正事項
6	<p>【全体計画審査意見12の回答について】 <ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連について> 養成する人材像に即した履修モデルが示されたものの、理学療法専攻、作業療法専攻ともに、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーと、4つの履修モデルがどのように関連付けられているのかが明らかでなく、整合性が判断できないため、改めて説明すること。</p>	是正事項
	<p>【教員組織等】 特になし。</p>	
	<p>【名称、その他】</p>	
7	<p>【全体計画審査意見14の回答について】 <募集定員にかかる記載の統一> 入試区分ごとの募集定員について、説明の箇所では「定員の●●%程度」と記載されているが、実数で決められているので、記載を統一すること。また、説明において「特別入試」との記載があるが、「社会人選抜」の誤りと思われるため、適切に修正すること。</p>	改善事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第二次)

区分	私立
大学名	和歌山リハビリテーション専門職大学
学部等名	健康科学部 リハビリテーション学科 理学療法学専攻 作業療法学専攻

審査意見		附帯事項
	<p>【教員組織等】</p> <p><専任教員数が設置基準を満たしていない> 専任教員数について、専門職大学設置基準を満たしていないため、適切に改めること。</p>	<p>是正事項</p> <p>—</p>

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立	警告
大学名	開志専門職大学	
学部等名	アニメ・マンガ学部 アニメ・マンガ学科	

審査意見		
1	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p> <p><本学が養成する人材像が不明確> 養成する人材像については「制作技術のみならずアニメ・マンガ分野全体の水準(作品の質、文化的・学問的水準、産業的価値など)をさらに向上させることを可能にする横断的かつ明晰な思考をもつアニメ・マンガ制作のリーダー」とされている一方、本学部の名称等や、履修モデルにある具体的な人材像からは、従来と同様のアニメーターや漫画家を養成するようにも見受けられ、本学部が新たに養成する人材像が明らかでない。本学が養成する、アニメとマンガの両分野に係る理論と実践の双方を修得した人材について、養成する意義を明らかにした上で、卒業後に想定する進路を具体的に示しながら明確にすること。</p>	是正事項
2	<p><設置の趣旨・必要性における説明について> 設置の趣旨及び必要性を説明する中で、「産業基盤と教育研究基盤の脆弱さ」として、例えば、「文化芸術面としては、(中略)アニメやマンガを対象とした研究が国内に集積されていない」、「体系的になっていない」との記載があるが、学会などにおける先行研究成果があるため、改めて確認して、適切に修正すること。</p>	改善事項
3	<p><人材需要の動向、定員設定の妥当性が不明確> 社会的、地域的な人材需要があることの根拠として「就職先として想定される企業・団体等」に対して行ったアンケート調査の結果が示されているが、本学部の卒業後の進路となる具体的な職業や産業が示されておらず、アンケート調査結果の妥当性を判断することができない。想定している卒業後の進路を具体的に示した上で、アンケート調査の妥当性を説明すること。また、その説明も踏まえ、入学定員80名の設定の妥当性についても改めて説明すること。</p>	是正事項
4	<p>【教育課程等】</p> <p><教育課程の体系性等について> 教育課程について以下の点について説明すること。</p> <p>(1) 審査意見1の対応を踏まえて、教育課程が、養成する人材像やディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと整合していることを改めて説明し、必要に応じて修正すること。</p>	是正事項

審査意見

(2) アニメとマンガの双方を学ぶ教育課程とすることにより、学ぶべき内容が多く、多岐にわたっていることから、両分野を複合的に、体系的かつ十分に学ぶことができるか疑義があるため、教育課程の妥当性を説明すること。

(3) 多岐にわたる教育課程を履修するため、学生には、一定の基礎学力が求められると考えられるが、アドミッション・ポリシーや入学者選抜においてどのように担保しているのか説明すること。

(4) 「アニメ産業論」が置かれているのに対し、「マンガ産業論」が見当たらないため、マンガに係る産業論をどのように体系的に学修するのか説明すること。

(5) 本学部の専攻分野に照らし、例えば、「美術史」「文学史」などの知識を身に付けることができるのか、疑義があるため、美術体系、文学体系にのっとった教育がどのように行われるのか説明すること。

(6) 「世界アニメ作家研究」「世界マンガ作家研究」において、とりあげる作家や監督の多くが日本人であるため、本科目の妥当性について説明すること。

(7) 「アニメ史」について、授業内容はアニメーションの体系を教える内容となっており、科目名称と内容が不整合と考えられるため、修正すること。

(8) 「アニメ基礎演習Ⅰ」で、コンピュータ・グラフィクスによる制作が主流となる中で、セルアニメを用いる意図について説明すること。

5 <成績評価の基準が不明確>

成績評価について、全ての科目において試験の成績をS・A・B・C・Dの5種の評価をもって表すことが学則に規定されているが、合格を表すC以上の評価において、評価と点数が明らかでないため、説明すること。

また、シラバスに記載された各科目における評価基準について、授業への取組姿勢や参加度により評価を行う科目があるが、どのような方法により評価を行うのか明らかにするとともに、必要に応じて修正すること。

是正事項

6 <連携実務演習等の科目内容に疑義>

「イラスト実務実習」は、「臨地実務実習への導入科目という位置づけから汎用性を重視して」、臨地実務実習に代えて行う「連携実務演習等」に位置付けたとしているが、専門職大学設置基準に定める「やむを得ない事由」に該当するか疑義がある。また「比較的自由度の高い外注業務を想定した課題素材を用意するため、教育効果は下がらない」としていることについても、「教育効果を十分にあげることができる」と認められる場合に該当するのか不明確であることから、当該科目を連携実務演習等として位置付けることの妥当性について、専門職大学設置基準及び専門職大学設置基準に関して必要な事項を定める件に照らして説明すること。

是正事項

審査意見

7	<p><臨地実務実習先の確保状況の充実> 臨地実務実習の実習先について、アニメ、マンガの分野を扱う会社の特性を考慮すると、製作の都合等により受入れが急ぎよ困難になるケースが想定されるのではないかと考えられることから、会社側の都合により学生の受入れが困難になった場合においても、臨地実務実習が適切に実施できるのかについて、臨地実務実習先の確保状況を説明すること。</p>	改善事項
8	<p><科目の目的と内容が整合しているのか不明確> 展開科目において、「他分野の物語芸術に対する興味と探求心を掻き立てる体験を通して学ぶことで、アニメ・マンガ分野の新たな価値の創造に役立てるための科目」として「物語芸術workshop I（演劇制作）」が必修科目として、「物語芸術workshop II（実写映画制作）」が選択科目として配置されているが、これら2科目の履修で、新たな価値の創造に役立てるための知識を身に付けることができるのか判然としないため、各科目の学修目標に対して、具体的にどのように学修を進めていくのか説明すること。</p>	改善事項
9	<p><教育課程連携協議会の構成員に疑義> 教育課程連携協議会について、協力区分の委員に、マンガ関係の委員しかいないため、アニメ関係の委員を加えること。</p>	是正事項
【教員組織等】		
10	<p><養成する人材像や教育課程に対応した教員体制となっているか不明確> 審査意見1及び4の対応を踏まえ、養成する人材像や教育課程に対応した教員体制であるかを明らかにするとともに、一部の教員の担当科目・単位数が著しく多く、また教員間の負担のばらつきが多く、教育研究が支障なく行える教員体制となっているか疑義があるため、負担を分散するための施策や業務負担に対する対処について、中期的な取組を設定するほか、必要に応じて教員体制を適切に修正すること。</p>	是正事項
11	<p><留学生への支援の充実について> 本学部の専攻分野の特性を踏まえると、留学生が入学することが予想されるが、修学面及び生活支援面で教職員が支援を行うに当たり、人員体制が十分に計画されているかについて説明すること。</p>	改善事項
12	<p><研究を行う体制について> 本学部の博士の学位を有する専任教員の研究業績には査読論文の本数が少ないと見受けられるため、本学部における研究の質向上を担保する方策について説明すること。</p>	改善事項

審査意見

審査意見		
	【名称、その他】	
13	<p><視聴覚資料の整備状況の詳細が不適切> 視聴覚資料について、10点しか整備されておらず、本学部の専攻分野に照らすと、整備状況として不十分である。例えば、映画やゲームなど、アニメーション以外のものも含め、多岐に亘る渡る視聴覚資料が偏りなく備えられることが必要と考えられることから、整備計画について改めること。</p>	是正事項
14	<p><施設の整備状況が不明確> アニメーション作品を制作する場合、音声や編集などのポストプロダクションに関する施設と専門的なソフトウェアが必要となるが、整備状況が明らかではないため、説明すること。また、アニメーション制作に必要なパソコンやソフトウェアは各学生にどのように提供し、更新などをどのように行っていくのか、説明すること。</p>	是正事項
15	<p><施設・設備が十分か不明確> 個々の教員に個人研究室が用意されておらず、学生に対し、個人情報保護を行いながら個別面談や研究指導を行うことができるスペースが十分確保されているか不明確であるため、これらを行うことができるスペースが十分確保されているのか、説明すること。</p>	是正事項

令和3年度開設予定大学等 審査意見(第一次)

区分	私立	警告
大学名	日本医療大学	
学部等名	保健医療学部 臨床検査学科	

審査意見		
1	<p>【大学等の設置の趣旨・必要性】</p> <p><3つのポリシーの内容が不相当> 当該学科におけるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーが同一であるため、ポリシーに連なる教育課程、入学者選抜等の各事項との関係性が不明確となっている。3つのポリシーを適切に修正したうえで、教育課程、入学者選抜等との関連性を改めて説明すること。</p>	是正事項
2	<p><養成する人材像とディプロマ・ポリシーの関係が不明確> 養成する人材像において、「検査室の基本的運営・管理ができる能力」という記述があるが、ディプロマ・ポリシーに記述がない等、養成する人材像とディプロマ・ポリシーの関係が不明確であるため、審査意見1を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを修正すること。あわせて、養成する人材像に示す「高度専門職人材」の定義について明確にすること。</p>	是正事項
3	<p><学生確保の見通し等が不明確> アンケート調査では、当該学科を志望する学生数は設定している入学定員数をわずかに上回るのみであり、受験生が他の養成校への進学を希望することも想定され、長期的に学生を確保できるか不明確である。客観的なデータ等を用い、長期的な学生確保が可能か、設定した入学定員の妥当性と併せて明確にすること。</p>	是正事項
4	<p><人材需要の動向等が不明確> 北海道内における臨床工学技士の採用実績やそれを基にした採用見込みを示しているが、未回答の事業者が、回答のあった事業者と同数採用すると仮定して導き出した数値であり、妥当性を欠く。また、道内の他の養成校からの卒業生がいることも踏まえると、当該学科の卒業生の就職先を確保するための社会的な需要があるか不明確であるため、改めて説明すること。</p>	是正事項
5	<p>【教育課程等】</p> <p><教育課程の適切性が不明確> ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーが同一であるため、適切な教育課程となっているかの審査を行うことができない。審査意見1を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを適切に修正したうえで、改めて教育課程の妥当性を説明すること。</p>	是正事項

審査意見

6	<p><卒業研究の内容等が不明確> 卒業研究の内容、水準、指導体制等が明らかでないため、ディプロマ・ポリシーで掲げる能力を修得できるかと併せて明確にすること。</p>	是正事項
7	<p><臨床実習の内容等が不明確> 臨床実習について、以下の点に対応すること。</p> <p>(1)臨床検査技師の養成に係る臨床実習について、厚生労働省における教育内容の検討状況に照らし、配置科目や付与する単位数等が妥当であるか説明すること。</p> <p>(2)各実習施設における教育内容及び指導担当者を明確にすること。また、指導担当者については取得資格や実務経験等、指導に当たり適切な能力を備えているか、併せて明確にすること。</p> <p>(3)臨地実習評価について、各施設の指導担当者が記載する評価表があるが、各項目をどのような基準で評価するか不明確である。また、当該科目のシラバスには「実習病院の評価をもとに総合的に判断する」とあるが、実習施設の指導担当者の評価以外に何が評価項目となっているか不明確である。臨地実習評価について明確にするとともに、必要に応じて修正すること。</p> <p>(4)実習施設において、受入人数が多い施設があるが、各学生に公平に指導・評価が可能であるか説明すること。</p> <p>(5)実習期間中は原則年1回、実習担当教員が実習先を訪問するとあるが、当該教員の他の研究教育活動を踏まえ、全学生をどのように指導するのか、十分な指導体制となっているか、実習施設における担当者との連携を円滑にとることが可能であるか、明確にすること。</p>	是正事項
8	<p><臨床実習前に行う教育内容が十分か不明確> 臨床検査技師は医療廃棄物も取り扱うため、当該知識についての教育も必要であるが、臨床実習を履修する前に当該知識を教授する科目があるか不明確であるため、説明すること。</p>	是正事項
9	<p><教育内容の水準が不相当> コミュニケーション学について、シラバス上、講義内容が大学相当の水準とは認められないため、単位認定をする場合は、大学相当の水準となるよう講義内容を改めること。</p>	是正事項
10	<p><科目名称と授業形態が不整合> 科目名称が「演習」とあっても、講義回が多数となっている科目が散見されるため、必要に応じて修正すること。</p>	是正事項

審査意見

11	<p><成績評価方法が不明確> 一部科目において、「授業態度」や「平常点」が評価方法となっているが、当該項目をどのように評価するのか、大人数の講義において適正に評価をすることが可能であるか不明確である。また、当該項目の評価割合が高い科目が散見される。評価方法の妥当性を説明し、必要に応じて評価方法を改めること。</p>	是正事項
12	<p><単位数の設定が不明確> 科目区分、授業形態、付与する単位数が同じで、授業時間数が異なる科目が散見される。科目の単位数の設定方針を明確にすること。</p>	是正事項
13	<p><科目の再履修の機会が確保されているか不明確> 4年次においては科目履修上限が20単位と設定されているが、配当が4年次の必修科目は20単位分配置されており、下級年次において単位を取得できなかった科目を履修できるか不明確であるため、再履修の機会があるか明確にすること。</p>	是正事項
14	<p><入学者選抜の内容等が不明確> アドミッション・ポリシー及び入学者選抜について、以下の点に対応すること。</p> <p>(1)アドミッション・ポリシーがディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと同一になっているため、審査意見1を踏まえ、適切に改めること。</p> <p>(2)新たなアドミッション・ポリシーに基づき、各選抜方法の違い、試験科目の妥当性を含め、入学者選抜が適切に実施されるかを示すこと。</p>	是正事項
	<p>【教員組織等】</p>	
15	<p><専任教員の体制の妥当性が不明確> 当該学科の専任教員は実務経験が長く、現職が大学教員でない者が多いため、教育研究上の目的を達成するために必要な教員組織となっており組織的な連携体制等を確保しているか、また、養成する人材像における「研究・開発能力を備えた」人材を輩出するために必要な体制となっているか説明すること。</p>	是正事項
16	<p><教員配置の妥当性が不明確> 臨床検査医学総論Ⅰ・Ⅱの担当が専任教員の教授、准教授ではない理由を説明し、必要に応じて教員配置を改めること。</p>	是正事項
	<p>【名称、その他】</p>	
17	<p><図書整備状況が不明確> 当該学科において教育・研究を行うに当たり、必要な図書を整備しているか明確にすること。</p>	是正事項
18	<p><実習に係る設備が十分であるか不明確> 当該学科や並行して認可申請をしている他の学科においても実習科目が多く配置されており、多数の学生が履修するものと見受けられるが、ロッカー室や更衣室が十分に整備されているか不明確である。実習科目を実施するために必要な学内設備を整備しているか、完成年度までの状況を踏まえて説明すること。</p>	是正事項

審 査 意 見

19	<p><書類の不備> 書類上の語句等に誤記が散見されるため、確認のうえ、適切に改めること。</p>	是正事項
----	---	------